

平成29年 第4回

長与町議会定例会会議録

平成29年12月 5日開会

平成29年12月15日閉会

長与町議会

平成29年第4回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成29年12月 5日
本日の会議 平成29年12月 5日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
14番 河野 龍二 議員 15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員
17番 内村 博法 議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本 圭介 君 議事課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 荒木 重臣 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 森川 寛子 君 教 育 次 長 帯田 由寿 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 谷本 清 君 建 設 産 業 部 理 事 松邨 清茂 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 青田 浩二 君
総 務 課 長 山本 昭彦 君 契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君
地 域 安 全 課 長 山口 功 君 政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君
財 政 課 長 田中 一之 君 税 務 課 長 荒木 秀一 君
収 納 推 進 課 長 宮崎 伸之 君 土 木 管 理 課 長 日名子達也 君
産 業 振 興 課 長 中嶋 敏純 君 福 祉 課 長 細田 愛二 君
こ ども 政 策 課 長 村田ゆかり 君 住 民 環 境 課 長 栗山 浩二 君
健 康 保 険 課 長 志田 純子 君 介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君
水 道 課 長 山口 新吾 君 下 水 道 課 長 山崎 禎三 君
教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君 生 涯 学 習 課 長 山口 利弘 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君 情 報 管 理 室 長 堀池 英二 君

会議録署名議員

13番 堤 理志 議員 14番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時02分

平成29年第4回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

平成29年12月 5日（火）
午 前 9時30分 開 議

日程	議案番号	件 名	備 考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	72	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることについて	
6	73	平成29年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについて	
7	74	長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	
8	75	長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
9	76	長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
10	77	長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	
11	78	平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）	
12	79	平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
13	80	長与町固定資産評価審査委員会委員の選任について	

平成29年第4回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会 期 12月5日（火） ～ 12月15日（金） 11日間

月	日	曜	時 間	区 分	備 考
12	5	火	9：30	本会議	議長報告、行政報告、 議案上程（提案理由説明） （全員協議会）
	6	水	9：30	本会議	一般質問（4名） （午前）吉岡議員 （午後）饗庭議員・堤議員 分部議員
	7	木	9：30	本会議	一般質問（5名） （午前）安部議員・金子議員 （午後）安藤議員・河野議員 喜々津議員
	8	金	9：30	本会議	議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案） （全員協議会）
	9	土	—	休 会	
	10	日	—	休 会	
	11	月	9：30	委員会	付託案件審査
	12	火	9：30	委員会	付託案件審査
	13	水	9：30	委員会	付託案件審査
	14	木	9：30	委員会	付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ
	15	金	9：30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）

6 日	午前	吉岡 清彦 議員 ① 教育行政について ② 健康の町ながよの推進について
	午後	饗庭 敦子 議員 ① 教育行政について ② 自治会加入促進について
		堤 理志 議員 ① 生活困窮世帯への対応のあり方について ② 公園遊具の封鎖について ③ 教育行政について
		分部 和弘 議員 ① いじめ問題について ② 納税について
7 日	午前	安部 都 議員 ① 公共施設使用料の改定見直しと今後の事業計画について ② 高齢者の入浴補助券について
		金子 恵 議員 ① 里山林整備について ② 行財政改革について
	午後	安藤 克彦 議員 ① 学校給食の運営に対する町教育委員会の関わりについて ② 図書館建設に向けた目的基金の設立について ③ ふるさと長与応援寄附金（ふるさと納税）の更なる推進について
		河野 龍二 議員 ① 小中学校普通教室エアコン設置について ② 就学援助の拡充について ③ 高田保育所上部の町有地について
		喜々津 英世 議員 ① 幸福度日本一のまちづくりについて

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから平成29年第4回長与町議会定例会を開会致します。これから本日の会議を開催致します。

まず日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、13番堤理志議員、14番河野龍二議員を指名致します。

次に日程第2、会期の決定の件を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月15日までの11日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は本日から12月15日までの11日間に決定致しました。

次に日程第3、議長報告を行います。議長報告でありますがお手元に配付したとおりでありますので説明を省略致します。なお陳情につきましてはお手元に配付した請願陳情文書表のとおり2件で参考配付と致しております。

これで議長報告を終わります。

次に日程第4、行政報告を行います。

行政報告の発言を許します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

改めまして皆さんおはようございます。寒さが日増しに募っておるわけではありますが、体調を崩しやすい季節になりましたけれども、議員各位におかれましてはくれぐれも健康には御留意をされ御自愛いただきたいと思っております。さて平成29年第4回長与町議会定例会をお願い致しましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中に御出席を賜り厚く御礼を申し上げるところでございます。本日から開会をしていただく訳でございますけれども、本定例会におきましては重要な案件をお願いを致しております。どうぞよろしく御審議をいただき、しかるべき御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは9月から11月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、主要な部分だけ御報告をさせていただきます。

9月3日に町民ソフトボール大会を開催を致しました。地域の親睦のために開催しておりますこの大会も63回の歴史を重ね、今年は39チームに参加をいただきました。大会は木場自治会が現在の大会形式になって初の優勝を飾っておるところであります。同日、弾道ミサイルの発射実験や核実験を繰り返しております北朝鮮が国連安保理事会を無視し6回目となる核実験を実施を致しました。今回の核実験は国際社会の核不拡散の取り組みに反するものでございまして誠に遺憾であります。繰り返される北朝鮮の核実験に対し、内村議長と連名で金正恩國務委員長と慈成男国連大使宛てに抗議文を送付

するとともに、安部首相に対し北朝鮮に強く抗議の意を示すよう要請文を送付致しました。今後も関係団体と連携を図り核兵器の廃絶と世界平和の実現に努めてまいりたいとそのように考えております。29日には本町の地域公共交通のあり方につきまして、関係者が一堂に会し第1回目の長与町地域公共交通会議を開催を致しました。会議では本町の公共交通の現状を説明するとともに、乗合タクシーの試験運行について協議をしております。10月に入りまして2日に長与町総合教育会議を開催致しました。会議では新たに教育委員になられました2名の委員をお迎えし、町と教育委員会が連携し教育の課題及び目指すべき姿を共有し教育行政を推進していくための教育政策につきまして、教育委員会と意見交換を行ったところでございます。8日には晴れ渡る秋空の下、町民体育祭を開催致しました。31チームおよそ8,000人の町民の皆様が一堂に会し熱戦が繰り広げられました。町民ソフトボール大会と同様に地域の親睦がより深められた1日になったことと思っております。なお大会は緑が丘自治会が4連覇を達成しております。11月に入りまして3日に長与町民文化祭表彰式典を挙行致しました。式典では自治功労や教育、文化、スポーツなどに御尽力をいただきました52名と3団体への表彰状及び感謝状の授与を執り行っております。5日には大村湾絶景ライドが開催されました。これは大村湾の絶景を眺めながら自転車で一周するイベントでございまして、今年が初の開催となりました。本町も実行委員会メンバーとして参画し、シーサイドパークに休憩所を設け、日本全国から参加されました94名のサイクリストの方々に特産品や町民皆様の温かい声援でおもてなしすることができました。同日開催しました子育てフェスタは例年開催しております健康まつりを10月22日に予定しておりましたけれども、衆議院議員総選挙執行のために会場として予定しておりました健康センターが使用できなくなり、健康まつりを中止を致しました。そのために開催日を改めまして、子育て世代を対象とした子育てフェスタを開催することになり600人を超える方々に御来場いただいております。20日には自治会加入促進研究会を開催しております。現在69.9%と落ち込んでいる自治会加入率に歯止めを掛け、どのようにすれば自治会に加入していただけるかを自治会やコミュニティ代表の皆様と協議をしております。その他にも行政報告には記載しておりませんが、多くの会議等に出席をしております。また会議等で上京した際には、都市計画道路西高田線並びに高田南土地区画整理事業の早期完成へ向け、国土交通省及び関係部局へも足を運び要望を行っているところでございます。秋は多くの行事があり議員各位におかれましても御出席、御協力いただきましたことに対しまして心から感謝を申し上げる次第でございまして、次に載せております5,000万円未満の入札結果と併せまして御参照いただければと存じます。以上が9月から11月にかけての行政報告でございまして、以上でございます。

○議長（内村博法議員）

以上で行政報告を終わります。

次に日程第5、議案第72号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分承認を求

めることについて、日程第6、議案第73号平成29年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることについてを一括議題と致します。

ただいま一括議題としています議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは引き続きまして、議案第72号、第73号の提案理由を御説明を致します。はじめに議案第72号和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めることにつきまして御説明をさせていただきます。本議案は町が管理する公用車で発生しました物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成29年10月31日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりその承認を求めるものでございます。なお和解及び損害賠償の相手方につきましては、個人情報に配慮し氏名をAと記載しております。事故の概要ですけれども平成29年10月3日午後3時45分頃、高田郷3765番地1の個人の月極駐車場で発生したもので、税務課職員が進路変更のため後進した際に後方に駐車していた相手方所有の原動機付自転車に接触し転倒させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解内容につきましては、町の過失割合を10割とし損害を賠償するものであり、今後、本件事故に関し双方とも一切異議請求の申立てを行わないことを確認するものでございます。また、この和解による損害賠償の額は損害額の10割相当額の4万7,951円でございます。以上が提案の内容でございます。職員に対しましては、日頃より交通法規の遵守、安全運転の徹底について指導を行っているところでございますけれども、引き続き指導を行い安全運転等の徹底に努めてまいりたいとそうように考えております。

次に議案第73号平成29年度長与町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めることにつきまして、第3号の補正予算につきましては、衆議院の解散により第48回衆議院議員総選挙及び第24回最高裁判所裁判官国民審査に伴う歳入歳出予算の補正を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成29年9月28日付けをもって専決処分を致しました。このことにつきまして同法第179条第3項の規定によりまして議会の承認を求めるものでございます。御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは予算書の1ページをお願い致します。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,375万7,000円を追加致しまして、補正後の総額を122億9,312万2,000円としたものでございます。補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を致します。歳入の14款県支出金は衆議院議員総選挙事務委託金を、18款繰越金は今回の補正の財源調整のために計上致しました。次に3ページの歳出をお願い致します。2款総務費に今回の衆議院議員総選挙1,375万7,000円を計上致しました。その主な内容と致しましては、1節報酬には投票所の管理者及び投開票立会人報酬を、第3節職員手当等には時間外勤務手当を、7

節賃金ではパート職員の賃金を、8節報償費には開票管理者及び事務従事者報償費を、9節旅費には普通旅費及び費用弁償を、11節需要費には今回の選挙に係る事務的経費を、12節役務費には入場券送付に係る郵送料、新聞折込み手数料及び機器点検委託料を、13節委託料にはポスター掲載板設置及び投開票電算業務委託料を、14節使用料及び賃借料には投票所借上料、パソコンレンタル料などを、18節備品購入費には投票用紙交付機及び記載台の購入経費を、19節負担金、補助及び交付金には西彼杵郡町村選挙管理委員会連合会啓発負担金を計上致しております。以上が補正の主な内容でございます。議案の後に平成29年度長与町一般会計補正予算（第3号）に関する説明書を添付致しておりますので御参照を願います。以上が議案第72号、第73号の主な内容でございます。御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第7、議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。日程第8、議案第75号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。日程第9、議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。日程第10、議案第77号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を一括議題と致します。

ただいま一括議題としております議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第74号から第77号までの提案理由を御説明を申し上げます。はじめに議案第74号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。本条例は町民の利便性向上のためマイナンバーを町の事務に利活用することにつきまして必要な事項を定めるため平成27年12月に策定したものでございます。条例別表第1には条例で定める個人番号を利用する事務を規定をしております。条例別表第2には執行機関が自ら保有する特定個人情報を同一執行機関内で複数事務に利用できることを規定をしております。条例別表第3には条例で定める特定個人情報を提供する事務を規定をしております。今回の改正におきまして長与町における独自利用事務を新たに追加することにより、必要書類の削減など住民サービスの向上に繋がると考えております。独自利用事務として追加するものは、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務、ひとり親等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務、軽度中等度の聴覚障害のある児童に対する補聴器の購入助成に関する事務、重度心身障害者等に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務、障害者等に対する日常生活用具給付等事業の利用申請における利用決定等に関する事務、障害者等に対する移動支援事業の利用申請における利用決定等に

関する事務、障害者等に対する日中一時支援事業の利用申請における利用決定等に関する事務、難病患者に対する医療費助成の受給資格の認定等に関する事務の8事務で、規則で定めるものとなります。なお施行期日につきましては平成30年4月1日とするものでございます。

次に議案第75号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は国家公務員の育児休業等に関する人事院規則の改正に準拠し、育児休業することができる特別事情に関する規定を整備するものであります。改正の内容と致しましては、育児休業の再度の取得及び再度の期間延長をすることができる特別な事情と致しまして、育児休業に係る子につきまして、保育所等における保育の利用を希望し申込みを行っていますが、当面その実施が行われない場合を加えるものであります。なお附則と致しまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

次に議案第76号長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、平成29年8月8日の人事院勧告は民間給与との格差を埋めるために俸給表の水準を平均0.2%引き上げるとともに初任給を1,000円引き上げ、若年層につきましても同程度の改定、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本とする勧告がなされております。更に給与制度の総合的見直しの完成に併せまして、55歳を超え、かつ6級以上の職員に対する俸給等の1.5%減額措置を廃止する内容であります。長崎県におきましても県人事委員会が人事院勧告に準じた内容の勧告を行っております。本議案はこれらの勧告に準じ条例改正するものでございます。第1条は平成29年4月1日適用分で、第18条第2項及び附則第7項の改正は職員の勤勉手当の支給割合を改めるものでございます。再任用を除く一般職員の場合、勤勉手当が0.1か月分引き上げとなり、期末、勤勉手当の総支給割合が4.4か月分となります。別表第1の改正は給料月額を改正するものでございます。第2条は平成30年4月1日施行分で、第18条第2項及び附則第7項の改正は一般職員の場合、期末、勤勉手当の4.4月分とする総支給割合のうち勤勉手当の6月期と12月期に置いて配分を改めております。また附則第4項から第7項までを削除致しまして、55歳を超え、かつ6級以上の職員に対する俸給等の1.5%減額措置を廃止をしております。附則第1項及び第2項におきまして、本条例の第1条の規定は公布の日から施行、平成29年4月1日から適用とし、第2条の規定は平成30年4月1日から施行するものとしております。附則第3項では給与の内払について定めておるところでございます。

次に議案第77号長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は長与シーサイドパーク内フットサルコートにナイター設備を新設することに伴い夜間照明料について料金を追加するものでございます。なお附則と致しまして、この条例は平成30年1月1日から施行することとしております。

以上が議案第74号から77号までの主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第11、議案第78号平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）、日程第12、議案第79号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第13、議案第80号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題と致します。

ただいま一括議題としています議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは議案第78号から第80号までの提案理由を御説明を致します。

はじめに議案第78号平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）につきまして御説明を申し上げます。予算書の1ページをお願い申し上げます。今回の補正は歳入歳出それぞれ2億1,054万3,000円を追加を致しまして、補正後の総額を125億366万5,000円とするものでございます。補正の主な内容につきまして2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の11款分担金及び負担金1項負担金では養育医療費保護者負担金を計上、13款国庫支出金1項国庫負担金では交付額の確定による国民健康保険基盤安定負担金増額のほか障害児入所給付費等国庫負担金、保育所運営費負担金の過年度精算分等を計上致しております。同じく13款2項国庫補助金では地方創生推進交付金及び保育所等整備交付金を計上致しております。14款県支出金1項県負担金につきましては交付額の確定による国民健康保険基盤安定負担金計上のほか障害児通所給付費等負担金の増額、そして保育所運営費負担金などの過年度精算分を計上を致しております。同じく14款2項県補助金では子ども子育て支援交付金等を計上、16款寄附金ではふるさと長与応援寄附金の増額見込分を計上致しております。17款繰入金2項基金繰入金では地域福祉ボランティア基金繰入金を計上し、18款繰越金は今回の補正予算の財源調整として計上致しております。19款諸収入5項雑入では養育医療費返還金及び地域保健活動助成金を計上、20款町債ではJアラート新型受信機及び自動起動装置の導入に係る事業債を計上致しております。

続いて3ページから4ページまでの歳出について御説明を申し上げます。歳出では各科目の職員人件費につきまして、配置転換及び人事院勧告による給与措置などの補正分を計上致しております。次に職員人件費以外の補正につきましては主なものを御説明を申し上げます。2款総務費では町制施行50周年記念事業に係る実行委員会委員報償費及びふるさと長与応援寄附金の増額見込みに伴う返礼品等の経費を計上致しております。3款民生費では、障害児通所給付費、国民健康保険特別会計繰出金、保育所等整備交付金、保育所運営費補助金の増額及び平成28年度実績に伴う補助金等の過年度返還金を計上致しております。4款衛生費では健康ポイント事業に係る経費及び養育医療費を計上、8款土木費では橋梁維持補修工事費、用地購入費のほか西高田線街路事業に係る単独事業経費、そして公園整備工事費等を増額計上致しました。9款消防費ではJアラ-

ト新型受信機及び自動起動装置の導入に係る整備工事費、そして消防水利補修工事費を計上、10款教育費では小中学校校舎整備に係る工事費を計上致しました。5ページの第2表債務負担行為では公益社団法人長崎県林業公社が借り入れた利用間伐推進資金に対する損失補償を、6ページの第3表地方債補正では消防施設整備事業につきまし限度額の増額変更をお願い致しております。以上が補正予算（第4号）の主な内容でございます。議案の後に平成29年度長与町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書を添付致しておりますので御参照をいただきたいと思っております。

次に議案第79号平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして予算書の1ページをお開き下さい。今回の補正は歳入歳出それぞれ759万8,000円を増額致しまして、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ48億6,167万1,000円とするものでございます。

それでは歳入につきまして御説明を致します。予算書の2ページをお開き下さい。5款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金は交付金の額が確定致しましたので80万5,000円を計上致しております。9款繰入金1項他会計繰入金は保険財務基盤安定繰入金の額及び財政安定化支援事業繰入金の額が確定致しましたので679万3,000円を計上致しております。次に歳出につきまして御説明を致します。3ページをお開き下さい。3款後期高齢者支援金、4款前期高齢者納付金、6款介護納付金につきましては平成29年度分の確定額に伴う補正となります。12款予備費につきましては収支の調整をしておるところでございます。以上が今回の補正の主な内容でございます。なお説明資料と致しまして平成29年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に関する説明書を添付しておりますので御参照願います。

次に議案第80号長与町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましてでございます。任期満了により退任された委員の後任と致しまして村田和則氏を選任したいので地方税法第423条第3項の規定によりまして御提案を申し上げる次第でございます。村田氏は昭和47年より長与町職員として勤務され税務課固定資産関係や国土調査などの業務を担当し適正な課税やその基礎となる地積情報の整備を行うなど行政情報の整備に尽力されてきました。また退職後の平成26年4月より税務課の再任用短時間職員と致しまして知識経験を活かした固定資産業務などを担当し、現在は働く婦人の家館長として各種事業の運営や学習機会の提供など地域住民の交流や福祉の増進に尽力をしておられます。その他住所等につきましてはお手元の議案書に記載のとおりでございます。町内の状況もよく把握されており、固定資産評価の実態にも精通された方で固定資産評価審査委員会委員として適任であると確信を致しております。以上が議案第78号から80号までの主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了致します。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

（散会 10時02分）